

住所
申請者 氏名
電話番号
〔 法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金の交付について、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

(1) 助成対象者 (交付申請者) の区分		① 所有者 ② 管理者 ③ その他 ()
(2) 助成事業	場所	① 上記住所と同一 ② その他 ()
	区分	① ネット巻き ② 薬剤の樹幹注入 (薬剤名 : 使用本数 本)
	対象本数	本 ※上限は5本
	樹種及び サイズ	樹種 _____ サイズ (幹周) _____、(高さ) _____
(3) 助成金額	所要額 (総額)	金 _____ 円 (税込み) … (ア)
	本数	_____ 本 ((2) と同じ) … (イ)
	交付申請額	<単価計算> (ア) ÷ (イ) = 金 _____ 円 (1,000 円未満切り捨て) … (ウ)
		□ (ウ) ≥ 10,000 円 ⇒ 10,000 円 … (エ) □ (ウ) < 10,000 円 ⇒ (ウ) の額 … (オ)
		<交付申請額> (イ) × {(エ) または (オ)} = 金 _____ 円
<交付申請者同意欄>		
本助成金の交付申請にあたり、裏面記載の確認事項すべてについて確認し、同意します。		
令和 年 月 日		
氏名 _____		
※自筆による署名又は記名押印のいずれかとしてください。		

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金の交付申請にあたっては、下記のすべての項目に同意していただくことが条件となります。

内容を確認のうえ、同意いただける場合は、表面の同意欄に自筆による署名又は記名押印してください。

確認事項

- 1 （第3条第1項第1号に該当する場合のみ）
助成対象樹木が助成対象者の所有する樹木であること。
- 2 第3条第1項第3号に係る事項を誓約できること。
- 3 （第3条第2項に該当する場合のみ）
助成対象樹木の所有者の同意に基づく管理権限を有しており、市の求めがあれば速やかにこれを証する書面等を市に提出すること。
- 4 第3条第1項第4号に係る確認をするため、市が助成対象者の納税状況等の確認その他必要な調査を行うこと。

<参考>

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）交付申請する日の時点でクビアカツヤカミキリの被害が認められないバラ科サクラ亜科に分類される樹木（以下「助成対象樹木」という。）を所有している者（以下「樹木所有者」という。）。
- （2）過去に当該助成金の交付を受けていない者。
- （3）助成完了後においても、助成対象樹木への被害防止対策を維持することを誓約できる者。
- （4）既に納期の経過した分の市税（樹木所有者が法人の場合にあつては法人市民税）を完納している者。
- （5）次のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」。

イ 暴対法第2条第6号に規定する「暴力団員」。

ウ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」。

- 2 前項第1号の樹木所有者がその樹木の属する土地の管理を他者に委ねており、その管理者の費用負担によって第4条の助成事業を行うために助成を受けようとする場合は、当該管理者を助成対象者とみなす。この場合においては、前項各号の要件は、当該管理者をもって審査する。ただし、当該管理者が法人である場合は、前項第4号についてのみ、樹木所有者をもって審査する。

■農林緑政課使用欄

<添付文書> 第7条第2項関係

- | | | |
|--|--------------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ （1）見積書等の写し | ☐ （2）実施場所の位置図 | ☐ （3）樹木の現況写真 |
| ☐ （4）要件確認申立書（様式第2号） | ☐ （5）その他 | |

<備考>

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住所又は主たる事務所の所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏 名

生年月日

年

月

日

生

（法人の場合は代表者）

要件確認申立書

高槻市補助金交付規則第3条及び高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に基づき、助成金の交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、要綱第3条第1項第5号ア～ウのいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市が求める必要な情報及び資料（法人の役員名簿等）を遅滞なく提出するとともに、高槻市において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴く事に同意します。

また、該当することが判明した場合は、要綱第21条に基づき、助成金の交付を取り消されること、及び要綱第22条及び23条に基づき、助成金の返還が必要なことを確認いたしました。

記

【要綱第3条第1項第5号ア～ウ】

ア 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。

イ 暴力団員

法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。

ウ 暴力団密接関係者

大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

※ 大阪府暴力団排除条例第2条第4号＝裏面のとおり

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様

高槻市長

印

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金の交付について、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金を交付します。

助成金交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1）助成事業に要する経費に交付申請時の助成金額の変更が伴う場合又は当該事業の内容の変更（第12条第1項各号に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- （2）助成事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- （3）助成事業が予定の期間内に完了しない場合は又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- （4）市長が、助成金の適正な執行を期するため、助成事業者に対し報告を求め、又は市職員に当該助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- （5）関係法令等及びこの要綱を遵守すること。

3 この決定（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り申請の取下げをすることができます。

様

高槻市長

印

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金の交付について、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 助成金を交付しません。
（不交付の理由）

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付申請取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
〔 法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高街農第 号にて通知のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害
防止対策助成金の交付決定について、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第
11条第2項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

- 1 助成金交付決定通知書を受け取った日
令和 年 月 日
- 2 取下げの理由

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金変更承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
〔法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年 月 日付け高街農第 号で交付決定のあつた高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金について、内容の変更をしたいので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容

（1）助成事業の区分（変更後に該当する□にレ印を付け、必要に応じて概要を記載してください。）

（変更前）

- ☐ ネット巻き （ ）
☐ 薬剤の樹幹注入 （ ）

（変更後）

- ☐ ネット巻き （ ）
☐ 薬剤の樹幹注入 （ ）

（2）交付申請額の変更

既交付決定額	金	円
変更交付申請額	金	円
増減額	金	円

2 内容の変更の理由

3 助成事業の実施場所

4 添付書類

- （1） 変更内容が分かる書類
（2） 変更後の見積書等の写し
（3） その他市長が必要と認める書類

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金中止・廃止 承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔 法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高街農第 号で交付決定のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金について、☐中止（中断） ☐廃止 をしたいので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第12条第2項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止（中断）・廃止の理由

＜中止（中断）の場合はその期間＞

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

2 助成事業の実施場所

3 中止（中断）・廃止後の処理について

高街農第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

助成事業の変更等に伴う高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金
交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更等を承認するとともに、令和 年
月 日付け高街農第 号にて交付決定した高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成
金について、次のとおり ☐取消し ☐変更 したので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策
助成金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の助成金交付決定額	金	円
変更後の助成金交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

助成金の交付条件は、令和 年 月 日付け高街農第 号の高槻市クビアカツヤ
カミキリ被害防止対策助成金交付決定通知書に記載する交付条件と同じとします。

2 その他

高街農第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

事情変更による高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金
交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け高街農第 号にて交付決定した高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金について、その後の事情変更により特別の必要が生じたため、次のとおり
☐取消し ☐変更したので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第13条第3項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

変更前の助成金交付決定額	金	円
変更後の助成金交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

助成金の交付条件は、令和 年 月 日付け高街農第 号の高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定通知書に記載する交付条件と同じとします。

2 取消し・変更の理由

3 その他

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金実績報告書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号
〔法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年 月 日付け高街農第 号にて助成金の交付決定を受けた助成事業について、
高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第17条第1項の規定により、次のとおり
実績を報告します。

1 助成事業の名称

- ☐ ネット巻き
☐ 薬剤の樹幹注入

2 助成金の請求予定額 金 _____ 円

3 その他

（1）助成金の交付決定額とその精算額

交付決定額 金 _____ 円

精算（実績）額 金 _____ 円 ※上記2の請求予定額

（2）助成事業の実績（成果）

4 添付書類（2）のとおり。

4 添付書類

- （1）助成事業の請求書及び領収書の写し、またはそれらに相当する書類
（2）助成事業の実施前及び実施後の写真
（3）その他市長が必要と認める書類

高街農第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第 1 8 条第 1 項の規定により通知します。

確定した助成金交付額 金 _____ 円

(注記)
この通知を受けた日から 1 4 日以内に、市長に助成金交付請求書（様式第 1 2 号）を提出しなければならない。

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付請求書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

申請者

住所
氏名
電話番号

印

〔 法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

令和 年 月 日付け高街農第 号にて確定した高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金について、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第20条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行										本店 支店 出張所
	信用金庫										
	農業協同組合										
	信用組合										
	労働金庫										
種目	普通・当座		口座番号								
フリガナ											
口座名義											

※ 口座名義が代表者と異なる場合は、以下の欄に代表者が記名・押印してください。

上記口座に助成金を振り込んでください。

（代表者 職 氏名）

高街農第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高街農第 号にて交付決定した高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金については、次のとおり交付決定を取り消したので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第 2 1 条第 3 項の規定により通知します。

1 取消しの内容

取消前の助成金交付決定額	<u>金</u> 円
取消後の助成金交付決定額	<u>金</u> 円
取消しによる増減額	<u>金</u> 円

2 取消しの理由

助成対象財産の処分承認申請書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

〔法人・団体にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年 月 日付け高街農第 号にて確定した高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止
対策助成金の助成対象となった財産について、次のとおり処分したいので、高槻市クビアカツヤカミ
キリ被害防止対策助成金交付要綱第25条第3項の規定により申請します。

1 処分する財産の種類及び数量

2 処分内容

（1）処分方法

（2）処分予定日

3 処分理由

高街農第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長 印

助成対象財産の処分承認書

令和 年 月 日付けで申請のあった高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金に係る助成対象財産の処分については、次のとおり承認することに決定したので、高槻市クビアカツヤカミキリ被害防止対策助成金交付要綱第25条第4項の規定により通知します。

財産処分の承認内容